

余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて

このことについて、施工時期の平準化を促進するため、下記のとおり運用します。

記

1 余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛について

余裕期間制度を活用する工事の受注者及び発注者は、工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

(1) 余裕期間制度を活用する工事については、次の式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛※により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

※ 単価及び歩掛については、積算システムに登録のあるもののみを対象とし、見積や特別調査による単価・歩掛は当初設計時点のものとする。

(2) (1) の適用以降の賃金等の変動については、「高岡市発注工事における「インフレスライド条項」の適用について」（令和8年3月2日）高岡市総務部管財契約課通知）の規定を準用するものとする。

3 その他

本通知は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までに公告又は指名通知を行う工事に適用する。

(別紙) 余裕期間制度における単価等変更の手続き

「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用に係る
手続等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 受注者との協議

受注者は、請負代金額変更の協議の請求を行う場合、工事の始期以降、可能な限り速やかに請求を行う。

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、当該請求を受けた日から 7 日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

2 請負代金額変更の手続き

「(別紙)フロー図」のとおりとする。

なお、発注者は請負代金変更額承諾書を受領した後、受注者がその変更額に基づいて予算及び工程を管理することを考慮すれば速やかに変更契約を行うことが望ましいが、変更額を受発注者が相互に確認しあっていることから精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。

3 適正な労務費等の確保

受注者は、当該変更に伴う価格の変動を、元請・下請間及び資材業者等との契約においても適切に反映し、必要な価格転嫁が確実に行われるよう努める。

4 特記仕様書への明示

特記仕様書には、次の通り明示する

第〇条 余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱い

1 余裕期間制度を活用する工事については、工事の始期時点の労務・資材単価及び歩掛に基づく請負代金額に変更を請求することができる。

2 ただし、当該変更に伴う価格の変動を、元請・下請間及び資材業者等との契約においても適切に反映し、必要な価格転嫁が確実に行われるよう努めること。

3 請負代金額変更の請求にあたっては、「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」によるものとする。この通知文は、高岡市上下水道局総務課のホームページから入手できる。

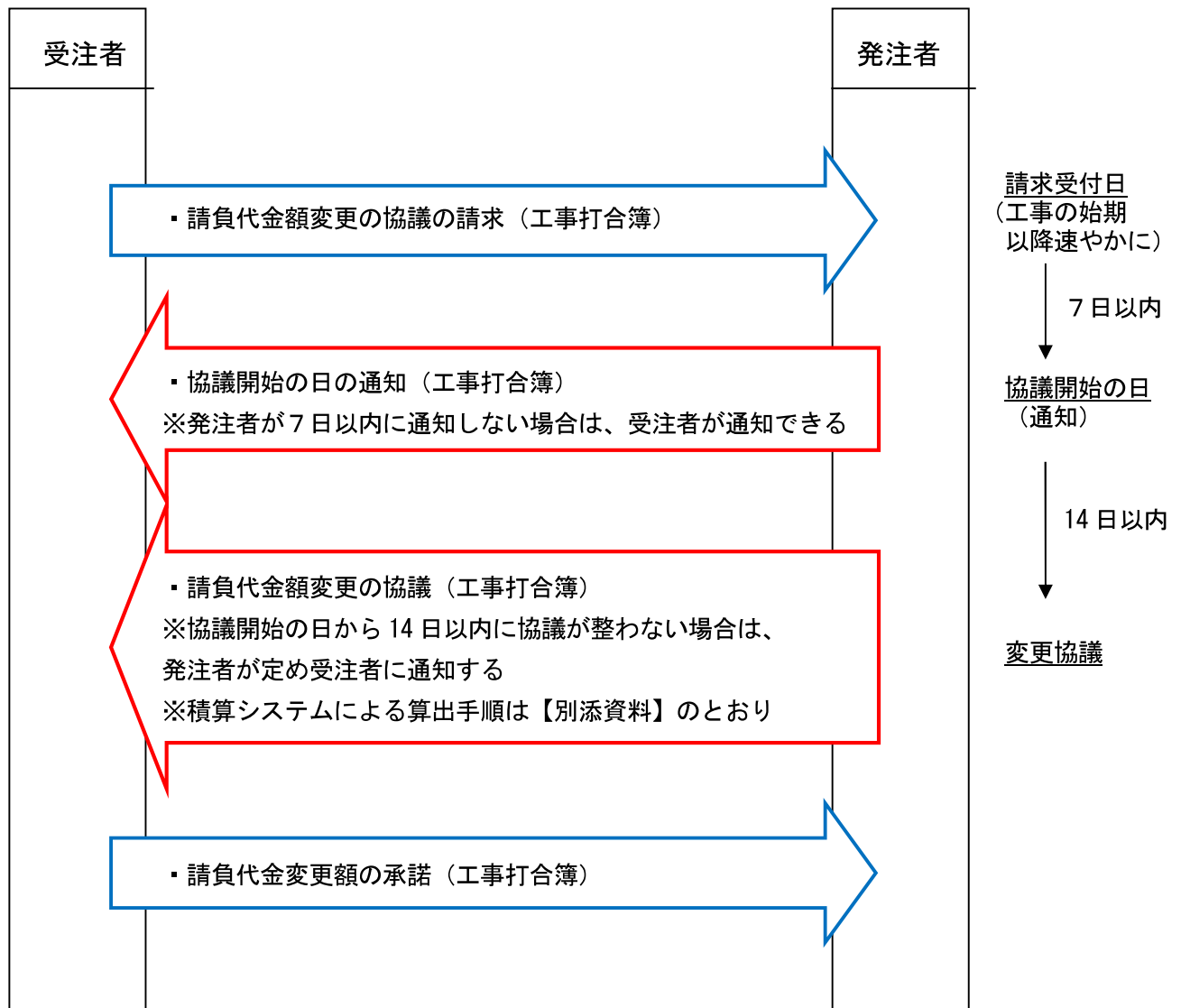
(https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/jogesuidokyoku_somuka/2/2/1/1/13989.html)

※本通知時点で既に作成済みの設計図書を修正する必要はありません。

特記仕様書に上記条件が記載されていない場合でも、余裕期間制度を活用する工事は本通知による運用の対象となります。

(別紙) フロー図

「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用に係る
請負代金額変更手続きフロー



- ・発注者は請負代金変更額承諾書を受け取り、速やかに変更契約を行うことが望ましいが、精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。
- ・上記の「請求受付日」、「協議開始の日」、「変更協議」については、全て同日に実施して構わない。

工事打合簿

発議者		☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項		☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☒ その他（ 請求 ）			
工事名		〇〇地内配水補助管布設替工事		受注者名	株式会社〇〇建設
件名		余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて			
(内容) (例) 「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用により、請負代金額変更の協議を請求します。 工事の契約日：〇年〇月〇日 工事の始期：〇年〇月〇日 添付図 葉、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日			
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日			

技術管理者	課長	副課長/副主幹	係長	監督員

工事打合簿

発議者		☒ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項		☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他（ ）			
工事名		〇〇地内配水補助管布設替工事		受注者名	株式会社〇〇建設
件名		余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて			
(内容)					
(例) 〇年〇日付で請求のあった「余裕期間制度における労務・資材単価及び歩掛の取り扱いについて」の運用に係る協議開始の日を、本日と定めたので通知します。 また、変更請負代金額について、下記の通り協議します。 異議がなければ、承諾書を提出願います。 変更請負代金額 円（ 円増額）					
添付図 葉、その他添付図書					
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日			
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐ その他（ ） 令和 年 月 日			

技術管理者	課長	副課長/副主幹	係長	監督員